

# 登録申請書等の記載例集

地域登録検査機関版（千葉県）

千葉県農林水産部生産振興課

## 目 次

- 1 地域登録検査機関の登録申請書 . . . . . P 1 ~P 2
- 2 地域登録検査機関の登録申請書（飼料用米に限る） . . . . . P 3 ~P 4
- 3 地域登録検査機関の登録更新申請書 . . . . . P 5 ~P 6
- 4 地域登録検査機関の変更登録申請書（種類の追加・削除） . . . . . P 7 ~P 8
- 5 申請に係る添付書類一覧表 . . . . . P 9
- 6 登録事項変更届出書 . . . . . P10
- 7 登録検査機関業務休止（廃止）届出書 . . . . . P11
- 8 再交付願（紛失届） . . . . . P12
- 9 登録抹消願書 . . . . . P13

様式第1-1号  
(第1面)

地域登録検査機関の登録申請書

①千葉県  
収入証紙  
消印をしないこと

年 月 日

千葉県知事 様

↑千葉県知事宛てであることを確認

住 所 千葉県 市 番地 ②  
名 称 株式会社〇〇商店 ③  
代表者氏名 代表取締役 〇〇〇〇

↑役職名を必ず記載し、押印は不要

農産物検査法の規定に基づき、地域登録検査機関の登録を受けたいので申請します。

名 称	③株式会社〇〇商店		
	名 称	所 在 地	電話番号
④ 主たる事務所	株式会社〇〇 商店	②千葉県 市 番地	00-000-0000
⑤ 従たる事務所	△△支店	千葉県・・・・	00-000-000
	↑従たる事務所を設置する場合は記入してください。		
登録の区分	品 位 等 検 査		⑥成分検査
農産物の種類	⑦国内産玄米、国内産小麦、国内産大豆		
農産物検査法第17条第3項各号のいずれかに該当する事実の有無			
⑧	無		
備 考	⑨ 略称を使用する場合は「(株)〇〇」と記入する。		

【記入上の留意点】

- 新規登録には1.5万円分の千葉県収入証紙が必要です。  
※収入印紙ではありませんので、ご注意ください。  
千葉県収入証紙は、県の出先機関（地域振興事務所等）や市町村で購入できます。  
※申請前に、提出書類の記載内容の確認（仮提出）を行います。仮提出時は、千葉県収入証紙を、送付・貼付しないでください。  
※仮提出時は、申請日を記入しないでください。
- 住所は、登記簿の記載どおりの住所を記入してください。
- 機関の名称は、登記簿記載の正式な名称を記入してください。
- 主たる事務所とは、登記簿に記載された事務所を記入してください。
- 従たる事務所とは、主たる事務所以外で、検査場所を管轄し、請求書の受付、農産物検査法第25条の帳簿の保存等、農産物検査に関する事務を行う事務所です。組織規程等に記載された支店、支部、出張所等を記載してください。
- 成分検査を実施しない場合は、成分検査の文字を二重線で抹消してください。
- 地域登録検査機関として検査を行う農産物の種類を記入してください。国内産農産物の場合、種類ごとに「国内産」を付してください。
- 農産物検査法第17条第3項とは以下のとおりです。なお、「有」の場合は新規登録ができません。

農産物検査法第17条第3項

次の各号のいずれかに該当する法人は、登録検査機関の登録を受けることができない。

- その法人又はその業務を行う役員がこの法律又は主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しないもの
- 第24条第1項から第3項までの規定により登録を取り消され、その取消の日から1年を経過しない法人
- 第24条第1項から第3項までの規定による登録の取消の日前30日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であった者でその取消の日から1年を経過しないものが業務を行う役員となっている法人

- 紙袋等に機関名の略称を使用する場合は、その旨を備考欄に記入してください。

第2面の1は、国内産農産物の品位等検査用  
 第2面の2は、外国産農産物の品位等検査用  
 第2面の3は、成分検査用

(第2面の1) 国内産農産物に係る品位等検査を行おうとする者

1年間に行おうとする農産物検査の検査見込数量			
農産物検査を行おうとする区域	種類	包装の有無	検査見込数量
千葉県 ⑩	国内産玄米 ⑪	有 ⑫	60トン ⑬
	〃	無	150トン
	国内産小麦	有	30トン
	国内産大豆	有	10トン
農産物検査員			
⑭氏名	住所	検査を行う農産物の種類	検査を行う区域
〇〇 〇〇	〇〇県・・・・	玄米、小麦、大豆 ⑮	千葉県 ⑯
〇〇 〇〇	〇〇県・・・・	玄米	千葉県
〇〇 〇〇	〇〇県・・・・	玄米	千葉県
機械器具その他の設備の整備状況			
事務所又は検査場所等の名称	機械器具等の名称	数	所有又は賃借の別
△△支店 ⑰	穀刺 ⑱	2	所有 ⑲
	カルトン	20	所有
	小型はかり	1	所有
	大型はかり	2	賃借
	電気水分計	2	所有
	小型試験用とう精機	2	所有
	ふるい	5	所有
	穀粒容積重計	1	所有
農産物検査を行おうとする区域	事務所の名称		
千葉県 ⑳	株式会社〇〇商店 ㉑		

(注) 農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。

【記入上の留意点】

- ⑩ 国内産農産物の検査を行う区域は、都道府県単位です。(千葉県が管轄する地域登録検査機関の場合は、「千葉県」のみ記入してください。)
- ⑪ 検査を行おうとする農産物の種類を記入してください。(第1面の農産物の種類と一致させてください。)
- ⑫ 包装の有無を記入してください。(農産物規格規程第1の2の(3)のロの(ホ)に規定するフレキシブルコンテナバッグは、包装「有」として扱います。)
- ⑬ 農産物の種類別、包装の有無別に、検査見込数量(単位:トン)を記入してください。
- ⑭ 農産物検査員欄に記載する方は、農産物検査員名簿に登載済みの方に限ります。(農産物検査員の育成研修修了者であっても、農産物検査員名簿に登載されていない方は記載できません。)
- ⑮ 農産物検査員ごとに検査を行う農産物の種類を記入してください。地域登録検査機関として検査を行おうとする種類のうちから記入してください。例として、農産物検査員が国内産そばの資格を持っていても、地域登録検査機関として国内産そばの検査を行わない場合は記入不要です。
- ⑯ 農産物検査員ごとの検査を行う農産物の区域を記入してください。(千葉県が管轄する地域登録検査機関の場合は、「千葉県」のみ記入してください。)
- ⑰ 検査を行うための機械器具等の保管場所名(従たる事務所等)を記入してください。品位等検査を行う検査場所に機械器具等が保管されている場合は、検査場所名を記入してください。
- ⑱ 農産物の種類ごとに必要な機械器具その他の設備は以下のとおりです。

もみ(飼料用もみを除く)	各種類共通機材(穀刺、カルトン、はかり、常圧加熱乾燥法使用機材等)及び試験用もみすり機、小型試験用とう精機、恒温器
飼料用もみ	各種類共通機材
玄米(飼料用玄米を除く)	各種類共通機材及び小型試験用とう精機
飼料用玄米	各種類共通機材
麦類	各種類共通機材及びふるい、穀粒容積重計、恒温器
大豆	各種類共通機材及びふるい、恒温器
そば	各種類共通機材及び穀粒容積重計、ふるい、恒温器

※常圧加熱乾燥法使用機材等には電気水分計を含みます。  
 ※恒温器については、ビール大麦に係る検査を行う場合を除き、種子の検査を行わない場合又は種子の検査のうち発芽率の検査を専ら生産等基準に適合することを証する書類により行う場合には、整備されていることを要しません。  
 ※はかりには分析用と量目用の2種類が必要です。

- ⑲ 機械器具等ごとに、所有している機材か賃借物であるかの区別を記入してください。
- ⑳ 千葉県が管轄する地域登録検査機関は、「千葉県」と記入してください。
- ㉑ 主たる事務所名を記入してください。従たる事務所の記入は不要です。

様式第1-1号  
(第1面)

地域登録検査機関の登録申請書

①千葉県  
収入証紙  
消印をしないこと

年 月 日

千葉県知事 様

↑千葉県知事宛てであることを確認

住 所 千葉県 市 番地 ②  
名 称 株式会社〇〇商店 ③  
代表者氏名 代表取締役 〇〇〇〇

↑役職名を必ず記載し、押印は不要

農産物検査法の規定に基づき、地域登録検査機関の登録を受けたいので申請します。

名 称	③株式会社〇〇商店		
	名 称	所 在 地	電話番号
④ 主たる事務所	株式会社〇〇 商店	②千葉県 市 番地	00-000-0000
⑤ 従たる事務所	△△支店	千葉県・・・・	00-000-000
	↑従たる事務所を設置する場合は記入してください。		
登録の区分	品 位 等 検 査		⑥成分検査
農産物の種類	⑦国内産もみ、国内産玄米		
農産物検査法第17条第3項各号のいずれかに該当する事実の有無			
⑧ 無			
備 考	⑨ 略称を使用する場合は「(株)〇〇」と記入する。		

【記入上の留意点】

- ① 新規登録には15万円分の千葉県収入証紙が必要です。  
※ 収入印紙ではありませんので、ご注意ください。  
千葉県収入証紙は、県の出先機関（地域振興事務所等）や市町村で購入できます。
- ※ 申請前に、提出書類の記載内容の確認（仮提出）を行います。仮提出時は、千葉県収入証紙を、送付・貼付しないでください。
- ※ 仮提出時は、申請日を記入しないでください。
- ② 住所は、登記簿の記載どおりの住所を記入してください。
- ③ 機関の名称は、登記簿記載の正式な名称を記入してください。
- ④ 主たる事務所とは、登記簿に記載された事務所を記入してください。
- ⑤ 従たる事務所とは、主たる事務所以外で、検査場所を管轄し、請求書の受付、農産物検査法第25条の帳簿の保存等、農産物検査に関する事務を行う事務所です。組織規程等に記載された支店、支部、出張所等を記載してください。
- ⑥ 成分検査を実施しない場合は、成分検査の文字を二重線で抹消してください。
- ⑦ 地域登録検査機関として検査を行う農産物の種類を記入してください。国内産農産物の場合、種類ごとに「国内産」を付してください。
- ⑧ 農産物検査法第17条第3項とは以下のとおりです。なお、「有」の場合は新規登録ができません。

**農産物検査法第17条第3項**  
次の各号のいずれかに該当する法人は、登録検査機関の登録を受けることができない。  
一 その法人又はその業務を行う役員がこの法律又は主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることなくなった日から1年を経過しないもの  
二 第24条第1項から第3項までの規定により登録を取り消され、その取消の日から1年を経過しない法人  
三 第24条第1項から第3項までの規定による登録の取消の日前30日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であった者でその取消の日から1年を経過しないものが業務を行う役員となっている法人

- ⑨ 紙袋等に機関名の略称を使用する場合は、その旨を備考欄に記入してください。

第2面の1は、国内産農産物の品位等検査用

(第2面の1) 国内産農産物に係る品位等検査を行おうとする者

1年間に行おうとする農産物検査の検査見込数量			
農産物検査を行おうとする区域	種類	包装の有無	検査見込数量
千葉県 ⑩	国内産もみ (飼料用もみ) ⑪	有 ⑫	60トン ⑬
	国内産玄米 (飼料用玄米)	有	150トン
	国内産玄米 (飼料用玄米)	無	300トン
農産物検査員			
⑭氏名	住所	検査を行う農産物の種類	検査を行う区域
〇〇 〇〇	〇〇県 . . . . .	もみ (飼料用もみ)	千葉県 ⑯
〇〇 〇〇	〇〇県 . . . . .	玄米 (飼料用玄米) ⑮	
〇〇 〇〇	〇〇県 . . . . .	玄米 (飼料用玄米)	
機械器具その他の設備の整備状況			
事務所又は検査場所等の名称	機械器具等の名称	数	所有又は賃借の別
△△支店 ⑰	穀刺 (紙袋用) ⑱	2	所有 ⑲
	穀刺 (フレコン用)	1	所有
	カルトン	20	所有
	小型はかり	1	賃借
	大型はかり	2	所有
	電気水分計	1	所有
農産物検査を行おうとする区域	事務所の名称		
千葉県 ⑳	株式会社〇〇商店 ㉑		

(注) 農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ (飼料用もみ) 又は玄米 (飼料用玄米) と記載する。

【記入上の留意点】

- ⑩ 国内産農産物の検査を行う区域は、都道府県単位です。(千葉県が管轄する地域登録検査機関の場合は、「千葉県」のみ記入してください。)
- ⑪ 検査を行おうとする農産物の種類を記入してください。(第1面の農産物の種類と一致させてください。)
- ⑫ 包装の有無を記入してください。(農産物規格規程第1の2の(3)のロの(ホ)に規定するフレキシブルコンテナバッグは、包装「有」として扱います。)
- ⑬ 農産物の種類別、包装の有無別に、検査見込数量(単位:トン)を記入してください。
- ⑭ 農産物検査員欄に記載する方は、農産物検査員名簿に登載済みの方に限りです。(農産物検査員の育成研修修了者であっても、農産物検査員名簿に登載されていない方は記載できません。)
- ⑮ 農産物検査員ごとに検査を行う農産物の種類を記入してください。地域登録検査機関として検査を行おうとする種類のうちから記入してください。例として、農産物検査員が国内産もみの資格を持っていても、地域登録検査機関として国内産もみの検査を行わない場合は記入不要です。
- ⑯ 農産物検査員ごとの検査を行う農産物の区域を記入してください。(千葉県が管轄する地域登録検査機関の場合は、「千葉県」のみ記入してください。)
- ⑰ 検査を行うための機械器具等の保管場所名(従たる事務所等)を記入してください。品位等検査を行う検査場所に機械器具等が保管されている場合は、検査場所名を記入してください。
- ⑱ 農産物の種類ごとに必要な機械器具その他の設備は以下のとおりです。  
もみ: 穀刺、カルトン、はかり、常圧加熱乾燥法使用機材等  
玄米: 穀刺、カルトン、はかり、常圧加熱乾燥法使用機材等  
※常圧加熱乾燥法使用機材等には電気水分計を含みます。  
※はかりには分析用と量目用の2種類が必要です。
- ⑲ 機械器具等ごとに、所有している機材か賃借物であるかの区別を記入してください。
- ⑳ 千葉県が管轄する地域登録検査機関は、「千葉県」と記入してください。
- ㉑ 主たる事務所名を記入してください。従たる事務所の記入は不要です。

【記載例】

様式第1-2号  
(第1面)

地域登録検査機関の登録更新申請書

① 千葉県  
収入証紙  
消印をしないこと

① 年 月 日

千葉県知事 様

↑千葉県知事宛てであることを確認

②住所 千葉県〇〇市〇〇番地・  
③名称 株式会社 〇〇商店  
代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇  
↑役職名を必ず記載し、押印は不要

農産物検査法の規定に基づき、地域登録検査機関の登録の更新を受けたいので申請します。

名 称	③株式会社 〇〇商店		
	名 称	所 在 地	電話番号
④主たる事務所	③株式会社 〇〇商店	②千葉県〇〇市〇〇番地・	.....
⑤従たる事務所	△△支店	千葉県.....	.....
	◇◇支店	千葉県.....	.....
登録の区分	品位等検査		⑥成分検査
農産物の種類	⑦国内産玄米、国内産小麦、国内産大豆		
農産物検査法第17条第3項各号のいずれかに該当する事実の有無			
⑧ 無			
備 考	⑨ 略称を使用する場合は、「(株) 〇〇商店」と記入する。		

【記入上の留意点】

①登録更新には 10,100円分の千葉県収入証紙が必要です。

※収入印紙ではありませんので、ご注意ください。

※申請前に、提出書類の記載内容の確認（仮提出）を行います。仮提出時は、千葉県収入証紙を、送付・貼付しないでください。

※仮提出時は、申請日を記入しないでください。

②住所は、登記簿記載どおりの住所（正式な番地表記）を記入してください。

③地域登録検査機関の名称は、登記簿記載の正式な名称を記入してください。

④主たる事務所は、登記簿に記載された事務所を記入してください。  
②③と一致します。

⑤従たる事務所とは、主たる事務所以外で検査場所を管轄し、請求書の受付や農産物検査法第25条の帳簿の保存等の事務を行う事務所です。  
組織規程等に記載された支店、支部、出張所等を記載してください。

⑥成分検査を実施しない場合は、成分検査の文字を二重線で抹消してください。

⑦地域登録検査機関として検査を行う農産物の種類を記入してください。種類ごとに「国内産」を付してください。業務規程記載の農産物検査を行う農産物の種類と一致します。

⑧農産物検査法第17条第3項とは以下のとおりです。なお、「有」の場合は登録の更新ができません。

**農産物検査法第17条第3項**  
次の各号のいずれかに該当する法人は、登録検査機関の登録を受けることができない。  
一 その法人又はその業務を行う役員がこの法律又は主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から1年を経過しないもの  
二 第24条第1項から第3項までの規定により登録を取り消され、その取消の日から1年を経過しない法人  
三 第24条第1項から第3項までの規定による登録の取消の日前30日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であった者でその取消の日から1年を経過しないものが業務を行う役員となっている法人

⑨紙袋等に地域登録検査機関名の略称を使用する場合は、その旨を備考欄に記入してください。

【記載例】

【記入上の留意点】

(第2面の1) 国内産農産物に係る品位等検査を行おうとする者

1年間に行おうとする農産物検査の検査見込数量			
⑩農産物検査を行おうとする区域	⑪種 類	⑫包装の有無	⑬検査見込数量
千葉県	国内産玄米	有	100トン
	国内産玄米	無	200トン
	国内産小麦	有	30トン
	国内産大豆	有	10トン
農産物検査員			
⑭氏 名	⑮住 所	⑯検査を行う農産物の種類	⑰検査を行う区域
〇〇 〇〇 □□ □□	〇〇県・・・・ 〇〇県・・・・	玄米、小麦、大豆 玄米	千葉県 千葉県
機械器具その他の設備の整備状況			
⑱事務所又は検査場所等の名称	⑲機械器具等の名称	数	⑳所有又は賃借の別
△△支店	穀刺	2	所有
	カルトン	20	所有
	小型はかり	1	所有
	大型はかり	2	賃借
	電気水分計	2	所有
	小型試験用とう精機	2	所有
	ふるい	2	所有
◇◇支店	穀粒容積重計	2	所有
	穀刺	1	所有
	カルトン	10	所有
	小型はかり	1	所有
	大型はかり	1	所有
	電気水分計	1	所有
⑳農産物検査を行おうとする区域	㉑事務所の名称		
千葉県	株式会社〇〇商店		

(注) 農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。

- ⑩千葉県が管轄する地域登録検査機関は、「千葉県」と記入してください。
- ⑪検査を行おうとする農産物の種類を記入してください。(第1面の農産物の種類と一致させてください。)
- ⑫包装の有無を記入してください。(農産物規格規程第1の2の(3)のロの(ホ)に規定するフレキシブルコンテナバッグは、包装「有」として扱います。)
- ⑬農産物の種別、包装の有無別に、検査見込数量(単位:トン)を記入してください。
- ⑭登録更新日時点の農産物検査員全員の氏名を記入してください。登録更新後に新たに農産物検査員になる予定の方は記入しないでください。
- ⑮農産物検査員名簿に記載の住所を記入してください。
- ⑯農産物検査員ごとに検査を行う農産物の種類を記入してください。地域登録検査機関として検査を行おうとする種類のうちから記入してください。(地域登録検査機関として検査を行わない種類は記入不要です。)
- ⑰農産物検査員ごとの検査を行う区域を記入してください。千葉県が管轄する地域登録検査機関は、「千葉県」と記入してください。
- ⑱検査を行うための機械器具等の保管場所名(従たる事務所等)を記入してください。品位等検査を行う検査場所に機械器具等が保管されている場合は、検査場所名を記入してください。
- ⑲農産物の種類ごとに必要な機械器具その他の設備は以下のとおりです。

もみ(飼料用もみを除く)	各種類共通機材(穀刺、カルトン、はかり、常圧加熱乾燥法使用機材等)及び試験用もみすり機、小型試験用とう精機、恒温器
飼料用もみ	各種類共通機材
玄米(飼料用玄米を除く)	各種類共通機材及び小型試験用とう精機
飼料用玄米	各種類共通機材
麦類	各種類共通機材及びふるい、穀粒容積重計、恒温器
大豆	各種類共通機材及びふるい、恒温器
そば	各種類共通機材及び穀粒容積重計、ふるい、恒温器

※常圧加熱乾燥法使用機材等には電気水分計を含みます。  
 ※恒温器については、ビール大麦に係る検査を行う場合を除き、種子の検査を行わない場合又は種子の検査のうち発芽率の検査を専ら生産等基準に適合することを証する書類により行う場合には、整備されていることを要しません。  
 ※はかりには分析用と量目用の2種類が必要です。

- ⑳機械器具等ごとに、所有している機材か賃借物であるかの区別を記入してください。
- ㉑千葉県が管轄する地域登録検査機関は、「千葉県」と記入してください。
- ㉒主たる事務所名を記入してください。従たる事務所の記入は不要です。



様式第1-3号  
(第1面)

### 地域登録検査機関の変更登録申請書

①千葉県  
収入証紙  
消印をしないこと

年 月 日

**【記入上の留意点】**

- ① 種類の追加には3万円の千葉県収入証紙が必要です。(種類の削除のみの場合は必要ありません。)
  - ※収入印紙ではありませんので、ご注意ください。  
千葉県収入証紙は、県の出先機関（地域振興事務所等）や市町村で購入できます。
  - ※申請前に、提出書類の記載内容の確認（仮提出）を行います。仮提出時は、千葉県収入証紙を、送付・貼付しないでください。
  - ※仮提出時は、申請日を記入しないでください。
- ② 住所は、登記簿の記載どおりの住所を記入してください。
- ③ 機関の名称は、登記簿記載の正式な名称を記入してください。
- ④ 成分検査を実施しない場合は、成分検査の文字を二重線で抹消してください。
- ⑤ 登録検査機関として種類を変更する場合は、その種類を記入してください。  
変更箇所に下線を付してください。  
( ) 内には追加又は削除の別を記入してください。

千葉県知事 様  
↑千葉県知事宛てであることを確認

住 所 千葉県〇〇市〇〇番地 ②  
名 称 株式会社 〇〇商店 ③  
代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇  
↑役職名を必ず記載し、押印は不要

農産物検査法の規定に基づき、地域登録検査機関の変更登録を受けたいので申請します。

名 称	株式会社 〇〇商店 ③		
	名 称	所 在 地	電 話 番 号
主たる事務所			
従たる事務所			
登録の区分	品 位 等 検 査		④成分検査
農産物の種類	⑤ <u>国内産そば（追加）</u>		
農産物検査法第17条第3項各号のいずれかに該当する事実の有無			
備 考			

注) 変更箇所に下線を引くこと。

第2面の1は、国内産農産物の品位等検査用  
 第2面の2は、外国産農産物の品位等検査用  
 第2面の3は、成分検査用

(第2面の1) 国内産農産物に係る品位等検査を行おうとする者

⑥ 1年間に行おうとする農産物検査の検査見込数量			
農産物検査を行おうとする区域	種類	包装の有無	検査見込数量
千葉県	国内産玄米	有	100トン
	"	無	200トン
	国内産小麦	有	300トン
	<u>国内産そば</u>	<u>有</u>	<u>5トン</u>
農産物検査員			
⑦氏名	住所	検査を行う農産物の種類	検査を行う区域
〇〇 〇〇	千葉県・・・・	玄米、小麦	千葉県
〇〇 〇〇	千葉県・・・・	玄米、 <u>そば</u>	
〇〇 〇〇	茨城県・・・・	玄米、小麦、 <u>そば</u>	
機械器具その他の設備の整備状況			
事務所又は検査場所等の名称	機械器具等の名称	数	所有又は賃借の別
⑧ △△支店	・穀刺 <u>(そば)</u> ⑧	1	所有 (玄米と共用)
	・カルトン <u>(そば)</u>	20	所有 (玄米と共用)
	・小型はかり <u>(そば)</u>	1	所有 (玄米と共用)
	・大型はかり <u>(そば)</u>	1	所有 (玄米と共用)
	・電気水分計 <u>(そば)</u>	1	所有 (小麦と共用)
	・ふるい <u>(そば)</u>	<u>2</u>	<u>所有</u>
	・穀粒容積重計 <u>(そば)</u>	<u>1</u>	<u>所有</u>
農産物検査を行おうとする区域	事務所の名称		
千葉県	株式会社 〇〇商店		

【記入上の留意点】

- ⑥ 変更する種類に関わらず登録検査機関として検査を行う予定のすべて種類の検査見込み数量を記入してください。
- ⑦ 変更する種類に関わらず登録検査機関に所属するすべての農産物検査員を記入してください。
- ⑧ 追加する種類に該当する機械器具等を記入してください。  
 ( ) 内に追加する種類名を記入してください。  
 申請書に添付する機械器具の写真は「機械器具等の名称」欄に記載したすべての機材の写真です。

(注) 農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ (飼料用もみ) 又は玄米 (飼料用玄米) と記載する。

新規登録、登録更新及び変更登録の申請に係る添付書類一覧表

書類の種類	書類の内容	新規登録 (第 1-1 号)	登録更新 (第 1-2 号)	変更登録 (第 1-3 号)
定款	原本証明が必要	○	○	—
登記事項証明書	履歴事項全部証明書など	○	○	—
役員の氏名及び住所を記載した書類		○	○	—
貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書	申請日の属する事業年度の前事業年度	○	○	—
事業計画及び見積損益計算書(収支予算)に係る書類	申請日の属する事業年度及び翌事業年度(申請時に翌事業年度の予算が決定していない場合は、作成後速やかに提出することを条件として申請書を提出する)	○	○	—
組織規程等	申請者の組織に関する規程、業務の執行に関する規程、業務分担表等	○	○	—
従たる事務所に関する書類 (注 1)	登記事項証明書類で確認出来ない場合は、所有又は利用可能なことを証明する書類(賃貸借契約書、所有者の承諾書の写し等)	○	○	(注 3) ○
検査場所に関する書類 (注 2)	所在地の地図・見取り図、検査場所の写真(全体・内部等)及び検査場所を所有すること又は検査場所として利用可能なことを証明する書類(登記簿、賃貸借契約書、所有者の承諾書の写し等)	○	○	(注 3) ○
検査器具機材の写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はかりは、計量法に係る定期検査を行っていることがわかる写真も提出</li> <li>・水分計は、メーカー点検を行っていることがわかる写真も提出</li> <li>※新規に購入した場合は、購入年月日が確認できる書類等の写しを提出</li> <li>・賃貸借の場合は、その内容がわかる書類の写し等も提出</li> </ul>	○	○	(注 4) ○
農産物検査員と申請者との関係を証明する書面	職員の場合は身分証明書、出向者及び嘱託職員の場合は辞令、契約書の写し等	○	○	○

注 1 申請書第 1 面の「従たる事務所」欄に記載されている場所。

注 2 申請書第 2 面の機械器具その他の設備の状況のうちの「事務所又は検査場所の名称」欄に記載されている場所及び申請者が品位等検査を行うすべての検査場所。

注 3 農産物検査を行う区域を追加する場合の該当区域の従たる事務所及び検査場所。

注 4 農産物検査を行う区域及び種類を追加する場合の該当区域及び種類に関する検査器具機材の写真。

年 月 日

千葉県知事 様

↑千葉県知事宛てであることを確認

住 所 千葉県〇〇市〇〇番地  
 名 称 株式会社〇〇商店  
 代表者氏名 代表取締役 千葉 太郎  
 ↑役職名を必ず記載し、押印は不要

登録事項変更届出書

登録検査機関の登録事項に変更があったので、農産物検査法（昭和26年法第144号。以下「法」という。）第17条第7項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

登録番号	〇〇	登録年月日	①平成〇〇年〇月〇日
	変更年月日	変 更 前	変 更 後
② 法第17条第4項 第2号に関する こと	⑤ 令和△年△月△日	代表取締役 農林 一郎	代表取締役 千葉 太郎
③ 法第17条第4項 第6号に関する こと			
④ 法第17条第4項 第7号に関する こと	令和△年△月△日	千葉 花子	登録抹消 ⑥
	令和△年△月△日		新規登録 ⑦ 千葉 次郎 生年月日 昭和〇年〇月〇日 住所 . . . . .
	令和△年△月△日	千葉 太郎 玄米、大豆	⑧ 千葉 太郎 もみ、玄米、大豆（もみの追加）

① 登録年月日には新規登録の日付を入れてください

② 法第17条第4項第2号に関すること  
登録検査機関の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地の変更

③ 法第17条第4項第6号に関すること  
成分検査の受委託の契約先の登録検査機関に係る名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地の変更

④ 法第17条第4項第7号に関すること  
農産物検査員の氏名（検査員の新規登録、抹消を含む）

《法第17条第4項第2号》

⑤ 登記簿（履歴事項全部事項証明書等）による変更年月日を記入してください。  
また届出時には、登記簿の写しや、複数の理事のうちの代表選出等については議事録の写し等を添付してください。

《法第17条第4項第7号》

⑥ 農産物検査員の登録抹消の場合は、変更前欄に氏名、変更後欄に「登録抹消」と記入してください。

【添付書類】 登録抹消願書（様式9号）  
農産物検査員証

⑦ 農産物検査員の新規登録の場合は、変更前欄は空欄とし、変更後欄に「新規登録」と記入し、併せて氏名、生年月日、住所を記入してください。なお、新規登録の場合の変更年月日は、検査員名簿（施行規則15条の規定により国が作成するもの）の登載日以降になります。

【添付書類】 農産物検査員と申請者との関係を証明する書面（社員証明書等）

⑧ 変更登録申請を伴わず、農産物検査員の検査を行う種類の追加を行う場合は、変更前欄に氏名、検査を行う農産物の種類を記入し、変更後欄に氏名、農産物の種類及び追加する種類を（〇〇の追加）と記入して下さい。

※検査機関として登録がされていない種類を検査する場合は、変更登録申請をする必要があります。

様式第3号

年 月 日 ①

千葉県知事 様

↑千葉県知事宛てであることを確認

住 所 千葉県〇〇市〇〇番地  
名 称 株式会社〇〇商店  
代表者氏名 代表取締役 〇〇〇〇

↑役職名を必ず記載し、押印は不要

登録検査機関業務休止（廃止）届出書 ②

登録検査機関の業務を下記のとおり休止（廃止）したいので、農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第8項の規定により届け出ます。

記

1 名称及び主たる事務所の所在地

株式会社〇〇商店 ③  
千葉県 市 番地

2 休止の開始期日及び期間又は廃止の予定期日

〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日 ④  
〇〇年〇〇月〇〇日 ⑤

3 休止又は廃止する理由 ⑥

【記入上の留意点】

- ① 届出書は休止（廃止）日以前に提出してください。
- ② 休止か廃止の該当する内容を記載してください。
- ③ 登録検査機関の名称及び住所を記載してください。
- ④ 休止の場合は、休止する期間を記載してください。
- ⑤ 廃止の場合は、廃止する年月日を記載してください。
- ⑥ 休止又は廃止する理由を記載してください。

※休止する場合の提出書類

- ・休止の開始日が含まれる期間の農産物検査結果報告書

※廃止する場合の提出書類

- ・廃止の開始日が含まれる期間の農産物検査結果報告書
  - ・登録抹消願書（様式第9号）
  - ・農産物検査員証の返還
- （※農産物検査員名簿抹消願書  
→農産物検査員名簿から抹消する場合のみ、国に対して提出）

様式第8号

年 月 日

千葉県知事 様

↑千葉県知事宛てであることを確認

住 所 千葉県 市 番地  
名 称 株式会社〇〇商店

代表者氏名 代表取締役 〇〇〇〇

↑役職名を必ず記載し、押印は不要

### 再交付願（紛失届）

当機関に所属する農産物検査員 ① について、農産物検査員証を紛失しましたので届け出るとともに、再交付をお願いします。

なお、当該農産物検査員証が発見された場合は直ちに返還します。

紛失理由

②

上記、紛失理由に相違ありません。

農産物検査員 ③

住所

氏名

（注）農産物検査員の署名ができない場合は、地域登録検査機関の検査担当者が紛失理由の記入を行うとともに農産物検査員を地域登録検査機関検査担当者と読み替え署名を行う。

### 【記入上の留意点】

- ① 農産物検査員証の再交付を行う農産物検査員の氏名を記入してください。
- ② 農産物検査員証を紛失した理由を記入してください。
- ③ 農産物検査員証の再交付を行う農産物検査員の住所、氏名を記入してください。

年 月 日 ①

千葉県知事 様

↑千葉県知事宛てであることを確認

住 所 ○○市×× ○○番地

名 称 有限会社○○商店

代表者氏名 代表取締役 千葉 太郎

↑役職名を必ず記載し、押印は不要

## 登 録 抹 消 願 書

②

農産物検査員が 退職 したので、下記のとおり農産物検査員証を返納し、農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）別記様式第18号の検査機関登録台帳から抹消願います。

記

1. 抹消する農産物検査員氏名 千葉 花子 ③
2. 返納する農産物検査員証に記載された証明書番号 K1234567 ④
3. 農産物検査員証が返納できない場合の理由 ⑤

上記返納できない理由に相違ありません。

地域登録検査機関検査担当者 ⑥

氏名

## 【記入上の留意点】

- ① 様式第2号の届出年月日と同日で提出してください。
- ② 登録を抹消する理由（退職、出向など）を記入してください。
- ③ 登録を抹消する農産物検査員の氏名を記入してください。
- ④ 農産物検査員証の証明書番号を記入してください。（返納ができない場合も記入）
- ⑤ 農産物検査員証を紛失等の理由により返納できない場合、その理由を記入してください。本書の提出と併せて返納する場合は、記入不要です。
- ⑥ 農産物検査員証を紛失等の理由により返納できない場合、農産物検査担当者の氏名を記入してください。本書の提出と併せて返納する場合は、記入不要です。